



---

# バーゼル条約附属書改正と バーゼル法・廃棄物処理法の施行について

---

バーゼル法等説明会

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課



1. バーゼル条約附属書改正について
2. バーゼル条約附属書改正の施行と輸出量の変化について
3. バーゼル法・廃棄物処理法の施行状況について

## 1. バーゼル条約附属書改正について

2. バーゼル条約附属書改正の施行と輸出量の変化について

3. バーゼル法・廃棄物処理法の施行状況について

## バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）

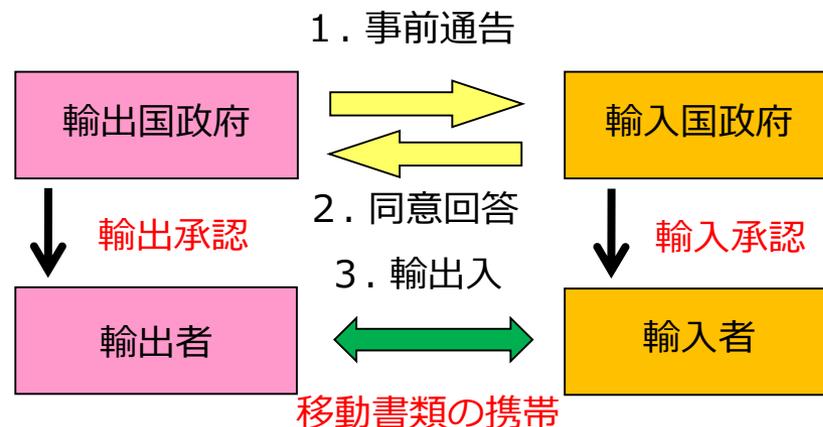
- 成立：1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効
- 経緯：1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発
- 締約国数：188カ国 1 機関 1 地域
- 概要：
  - ・有害廃棄物の国内処理の原則・越境移動の最小化
  - ・輸出先国への事前通告・同意取得義務、移動書類の携帯義務
  - ・不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務

## バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

- 位置づけ：バーゼル条約の国内担保法（環境省と経産省の共管法）
- 概要：

有害廃棄物等の輸出入に際して、輸出国と輸入国の間での「事前通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付け。

### 〈輸出入手続〉 赤字はバーゼル法に基づく事業者の義務



- プラスチック廃棄物による海洋汚染の指摘を受け、2019年に行われたバーゼル条約締約国会議（COP14）において、**プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加**する条約附属書改正が決定。
- これにより、規制対象となるプラスチックを輸出するためには、**輸出相手国に対する通告及び事前の同意が必要**となった。他方、**「輸出禁止措置」ではない**ことに留意が必要。
- 本附属書の改正を受け、日本は改正バーゼル条約附属書を国内法で担保するため、バーゼル法省令を改正。また、**規制対象のプラスチックを判断するための該非判断基準を策定**し、税関等と協力して輸出入管理を行っている。

## 〈途上国における廃プラの不適正処理〉



廃棄物管理の能力が低い国ではリサイクルの過程で環境中に流亡し、海洋汚染の懸念も。



**バーゼル条約で途上国への流れを  
輸出入の段階で管理**

## 〈該非判断基準に基づく輸出入管理〉

非規制対象



規制対象



税関の職員等が容易に判断でき、また、判断のばらつきが生じにくい基準を、汚れ、異物の混入、素材の単一性等の観点から策定。



**輸入国における環境保全及び円滑な  
輸出入管理・シップバックの防止**

- バーゼル条約附属書の改正により、プラスチックの廃棄物に関する規定が、バーゼル条約附属書Ⅱ、Ⅷ及びⅨに追加された。
- これにより、バーゼル条約において、全てのプラスチックの廃棄物（バーゼル条約の規制対象及び規制対象外を含む）が網羅的に規定されることとなった。
- 改正内容はバーゼル法及びバーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令にて担保されている。

## <バーゼル条約附属書の改正内容とバーゼル法及び省令での担保の関係>

改正された条約附属書	追加された廃棄物	バーゼル法・バーゼル省令での担保	規制対象
附属書Ⅱ	Y48（特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法第2条第1号口の「条約付附属書Ⅱに掲げるもの」で担保（法律改正なし）	規制対象
附属書Ⅷ	A3210（有害なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法省令別表第四に「別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物」を追加し担保（省令改正）	規制対象
附属書Ⅸ	B3011（非有害なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法省令別表第三に「次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの（以下略）」を追加し担保（省令改正）	規制対象外

## <附属書Ⅱ（Y48）の概要>

**Y48 プラスチックの廃棄物**（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）

- この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（A3210）
- プラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（略）（B3011）
- ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（B3011）

## （1）複数のプラスチック樹脂の混合がない場合の該非判断基準

- 複数の樹脂の混合がない、単一の樹脂から構成されるプラスチックの該非判断基準については、下記のA～Dの条件を全て満たすものとする。
- A、B、Cの条件については、「ほとんど汚染されておらず、及び他の種の廃棄物をほとんど含まないもの（当該廃棄物の混合物を除く）」との規定を、文言通りに解釈して必要となる要素であるため採用している。
- Dの条件については、当該条件を満たすプラスチックは輸入国において環境汚染を引き起こす可能性が低く、またシップバックの対象にもなりにくいと考えられるため、採用している。
- なお、水際対策の実効性を勘案し、A～Dの条件を満たすことが外見から確認できない場合は、規制対象外であるとは判断できない。

### <バーゼル法の規制対象外となるための条件>

- A：飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- B：プラスチック以外の異物が混入していないこと
- C：単一のプラスチック樹脂で構成されていること
- D：リサイクル材料として加工・調整されていること

## ①ペレット状のプラスチック

## ②フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は単一色のプラスチック

＜注意＞ ミックスカラーのフレーク状又はフラフ状のプラスチックは、汚れの付着や異物の混入を見分けることが困難であるため、原則として規制対象となる。ただし、選別工程を経たことが証明できるプラスチックであって、ほとんど無色透明又は単一色であれば、規制対象外とする。なお、製品の製造工程から排出されたことが証明できるプラスチックであれば、ミックスカラーであっても規制対象外とする。

### 規制対象外と判断する理由

- 一般的にペレット状、フレーク状、フラフ状のプラスチックは、その加工の過程で、洗浄・選別され、またリサイクル材料として調整されるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ただし、①、②であっても、何らかの理由により汚れが付着していたり、異物が混入したりしていれば、当然ながら「規制対象外」とはならない。

### ＜①ペレット状のプラスチックの例＞



### ＜②フレーク状又はフラフ状かつほとんど無色透明又は単一色のプラスチックの例＞



## ③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状又はベール状のプラスチック

〈注意〉製品の製造工程から排出されたことが証明できるものである必要がある。なおベール状のプラスチックは、内容物が均質な軟質プラスチック（製品の梱包等に使用されたフィルム、シート等）であり、かつ輸送の過程でプラスチックに汚れがつかないように、外側が透明なフィルム等で覆われているものに限定される。

## ④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）

### 規制対象外と判断する理由

- ③は製品の製造工程等で、余剰品や未利用品等として排出されるプラスチックであり、汚れの付着や異物の混入等は起きにくく、また基本的に単一素材で構成されており、リサイクル材料として調整されているものと同等ととらえることができるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ④はその減容の過程で、汚れや異物が除去され、また、基本的に単一素材で構成されており、リサイクル材料として調整されているものと同等ととらえることができるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ただし、③、④であっても、何らかの理由により汚れが付着していたり、異物が混入したりしていれば、当然ながら「規制対象外」とはならない。

〈③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状又はベール状のプラスチックの例〉



〈④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）の例〉



- 代表的なプラスチックである、製品の製造工程以外で発生するプラスチック及び使用済み家電由来プラスチックの該非判断については以下のとおり。

規制対象外

規制対象

← 規制対象外 | 規制対象 →  
<製品の製造工程等以外で発生するプラスチック>



<使用済み家電由来のプラスチック>



- 代表的なプラスチックである、製品の製造工程以外で発生するプラスチック及び使用済み家電由来プラスチックの該非判断については以下のとおり。

## 規制対象外

＜製造工程から発生する  
団子状のロス品＞



＜複数種類のプラスチック樹脂  
で構成されるアロイ＞



＜製造工程から発生するシート状の型抜き＞



## 規制対象

＜汚れが付着しているベール＞



＜被覆銅線を含む電子回路＞



＜破碎されている被膜導線＞



## （2）PE、PP、PETが混合している場合の該非判断基準

- ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物は、ペットボトルのボトル、ラベル、キャップの混合物を想定した規定。
- ペットボトル由来のプラスチックの判断基準であることから、判断基準としては下記のA～Cの条件を全て満たすものとする。
- なお、裁断されていなければ、洗浄されているとみなすことはできないため、CはBを確認するために必要な要件となる。
- また、日本国内で生産されているペットボトルのラベルには、条約で規定されている3種類のプラスチックの他に、ポリスチレン（PS）が使用されていることが多く、実際に規制対象外となるためにはラベルも取り除かれていることが必要となる。
- 他方、国内で一般的に行われている選別の過程においても、わずかなラベルの混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、選別工程を経た上で、わずかな混合であれば規制対象外とする。

### <バーゼル法の規制対象外となるための条件>

- A：分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと
- B：洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと
- C：裁断され、フレーク状になっていること

# ペットボトル由来プラスチックの該非判断の例

- フレーク状に裁断された上で、選別工程を経ていれば、規制対象外となる。

## 規制対象外



## 規制対象



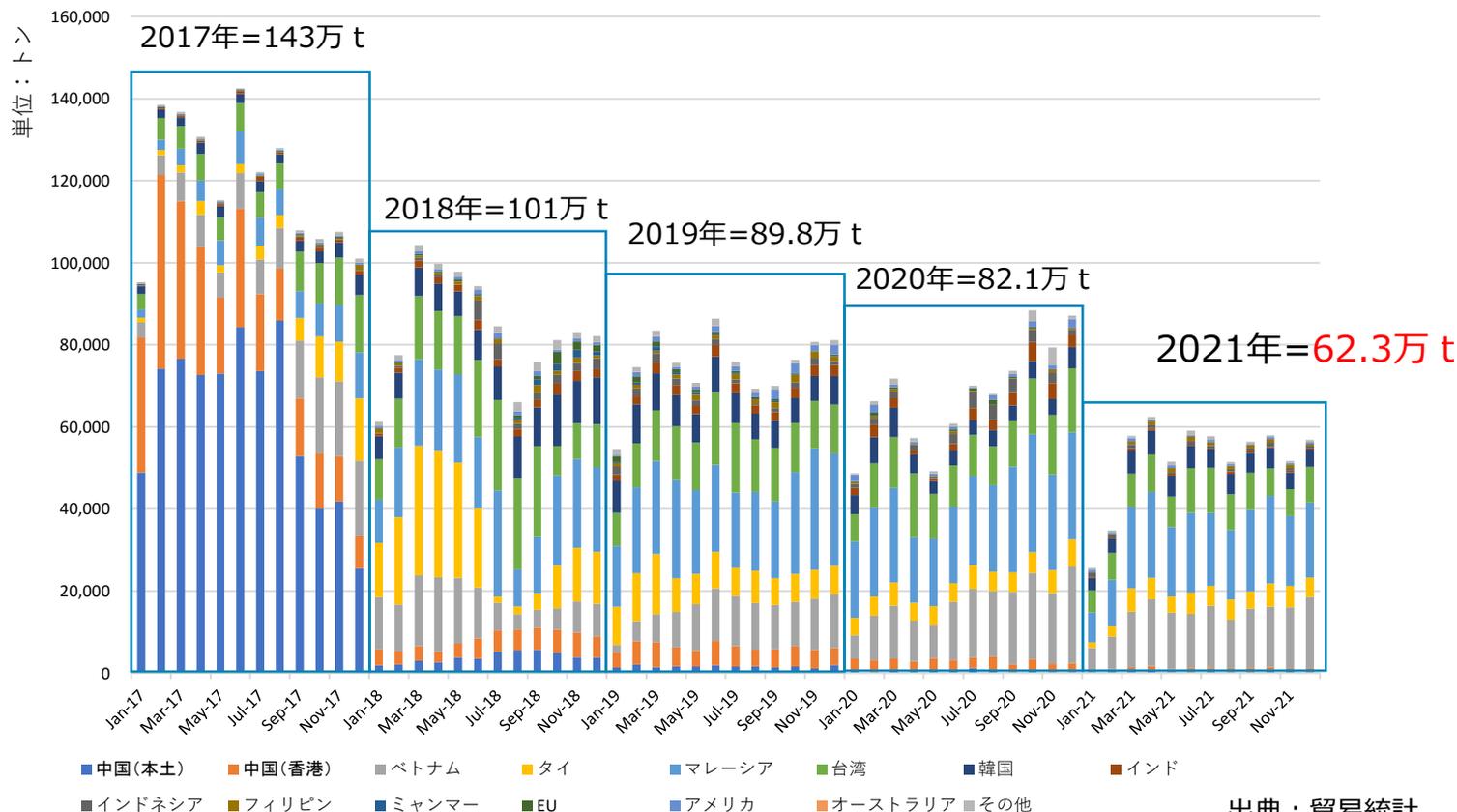
写真提供：パナソニックETソリューションズ株式会社、株式会社パナ・ケミカル

1. バーゼル条約附属書改正について
- 2. バーゼル条約附属書改正の施行とその後の輸出量の変化について**
3. バーゼル法・廃棄物処理法の施行状況について

# プラスチックくず輸出量の変化

- 日本からのプラスチックくず（HSコード3915類）の輸出については、2017年までは中国（本土）がその50～60%を占めていたが、2017年12月末の輸入規制措置以降は、ほとんど中国への輸出はなくなった。
- 2018年1月以降、タイ、マレーシア、台湾等への輸出が増えたが、これらの国・地域による輸入規制が始まると、これらの国への輸出も減少した。
- 2021年1月にバーゼル条約改正附属書が発効され、輸出量はさらに減少した。
- 2021年の国地域別の輸出量上位はマレーシア、ベトナム、台湾、韓国、タイと続く。

＜プラスチックくず（HSコード3915類）の国別輸出量（2017年1月～2021年12月）＞

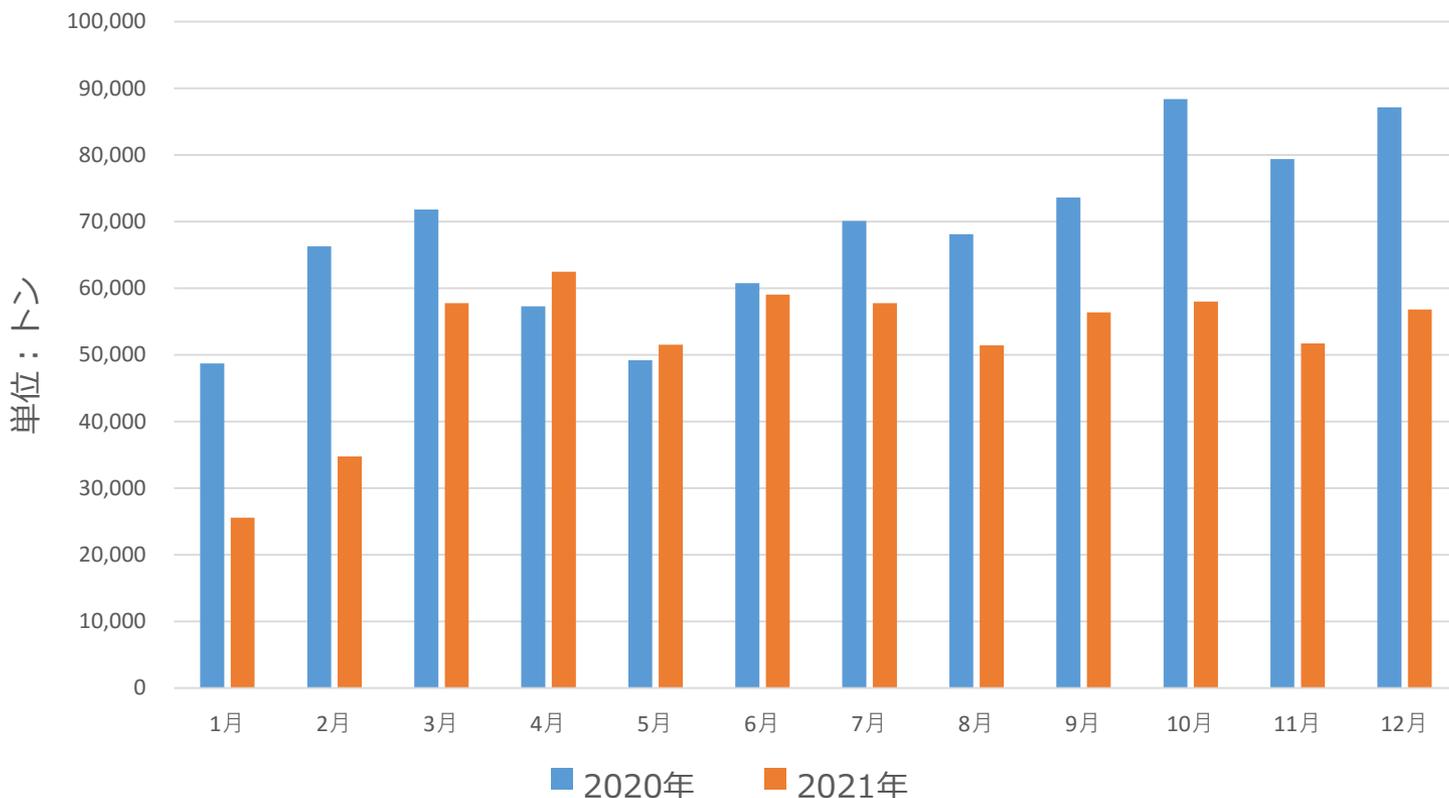


# プラスチックのくずの2020年、2021年の輸出量比較

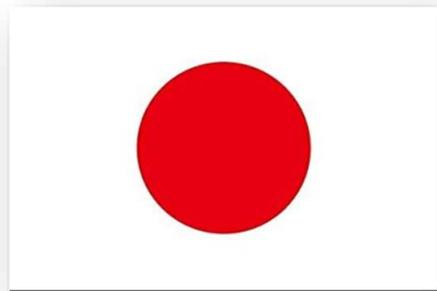


- 日本からのプラスチックくず（HSコード3915類）の輸出量については、月別で見てもほぼ毎月2020年の実績のが2021年の実績を上回っている。
- 毎年の傾向として、年始から年末にかけて輸出量が増加している。

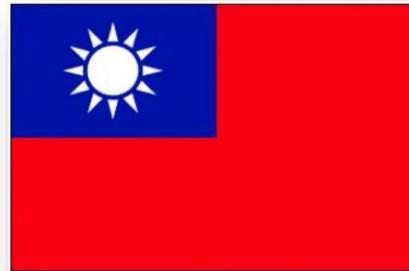
<2020年、2021年の「プラスチックのくず」輸出量>



※合計 2020年：82,1万 t    2021年：62.3万 t    (去年比 75.9%)



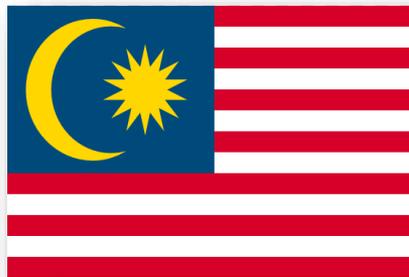
日本



台湾



インド



マレーシア



フィリピン

## 事案概要

発生日：令和3年5月31日

発生港：名古屋港

相手国：ベトナム

概要：泥などの汚れが付着したプラスチックを、バーゼル法上の必要な手続をせずに輸出しようとした。

### <貨物荷姿>

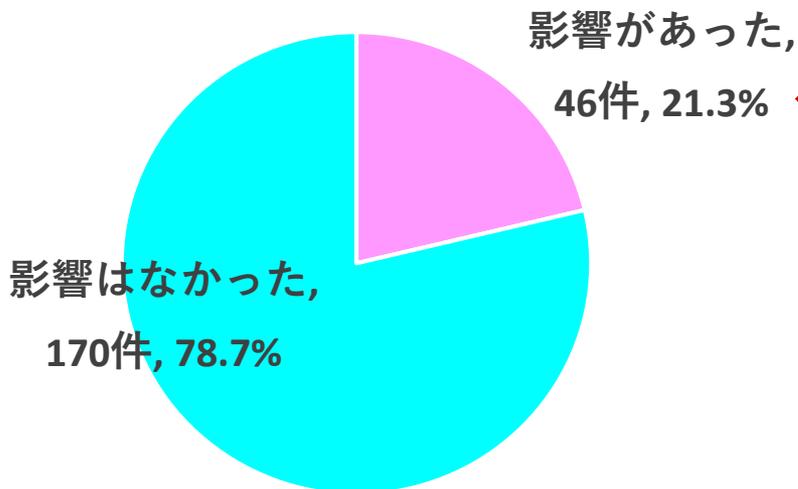


### <注意喚起概要>

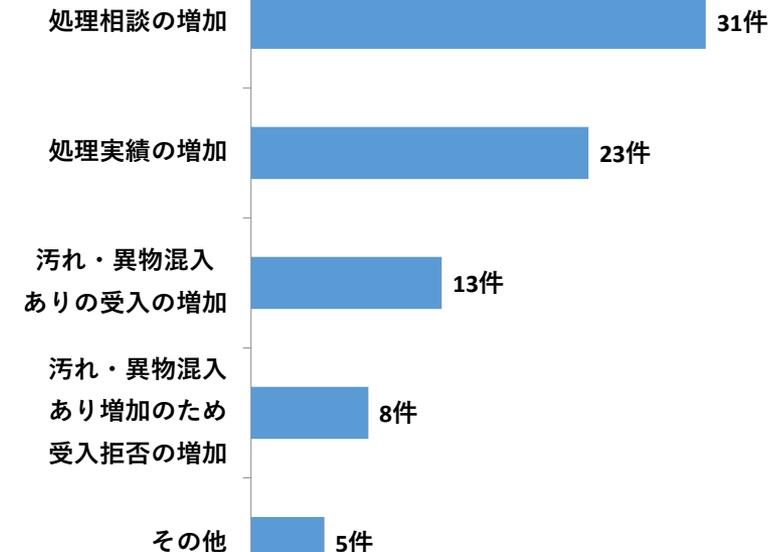
- 令和3年1月より、リサイクルに適さない汚れたプラスチック等が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下、「バーゼル法」という。）の規制対象となっており、これらを輸出するためには、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づく経済産業大臣の承認を受ける必要があります。具体的には、輸出承認を受ける過程において環境大臣による環境汚染防止措置の確認及び輸出相手国からの輸入の同意を得ることが必要になります。
- 今般、外為法に基づく承認を得ることなく規制対象となるプラスチックを輸出しようとした事案があったことから、当該輸出をしようとした事業者に対して嚴重注意を行いました。規制対象物の未承認輸出は、バーゼル法及びバーゼル条約違反となる行為であり、輸出相手国の環境を汚染するのみならず、我が国の国際的な信頼を損ねるおそれがあることから、今回のような事案が生じたことは誠に遺憾です。
- 今後、プラスチックの輸出を検討している事業者におかれては、改めて「[プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準](#)」等を確認の上、必要な場合は外為法及びバーゼル法に基づく申請及び手続等を行うようお願いいたします。

- 環境省において、2017年末以降の外国政府による廃プラスチックの輸入禁止措置、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の変化及びバーゼル条約附属書改正等による廃プラスチック輸出入の動向による影響も踏まえた国内の廃プラスチック類処理の状況を把握するため、廃棄物処分量者に対し、アンケート調査を行った。
- バーゼル条約附属書改正等により、処分量者が受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に「影響があった」と回答とした処分量者数は**21.3%と少数**であった。
- 影響の内容としては、「**処理相談の増加**」、「**処理実績の増加**」が主であり、その他「受入物への汚れ・異物の混入、またそれによる受入拒否の増加」、「処理後物の価値下落」、「処理後物の売却・再生ルート確保が困難」等があげられた。

## 影響有無



## 影響内容



※複数回答あり

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

## ■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

## ■ 主な措置内容

### 1.基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

## ■ 主な措置内容

### 2. 個別の措置事項

設計  
・  
製造

#### 【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
  - ▶認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



<付け替えボトル>

※↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

販売  
・  
提供

#### 【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
  - ▶主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



<ワンウェイプラスチックの例>

排出  
・  
回収  
・  
リサイクル

#### 【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。
  - ▶プラスチック資源の例>
- 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成する。
  - ▶主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

#### 【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
  - ▶主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



<店頭回収等を促進>

#### 【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
  - ▶主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
  - ▶主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

1. バーゼル条約附属書改正について
2. バーゼル条約附属書改正の施行とその後の輸出量の変化について
- 3. バーゼル法・廃棄物処理法施行状況について**

# 2020年度におけるバーゼル法に基づく輸出入の状況



- バーゼル法に基づく輸出において、移動書類を交付した案件の主な品目は、**石炭灰、錫鉛くず**で、金属回収など再生利用を目的とするもの。なお、主な輸出先は、**韓国、ベルギー**。
- バーゼル法に基づく輸入において、移動書類を交付した案件の主な品目は、**電子部品スクラップ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム等）、金属含有スラッジ**で、金属回収など再生利用を目的とするもの。なお、主な輸入元は、**インドネシア、フィリピン、タイ**。

## <日本からの輸出>

手続	件数	記載重量
相手国への通告	31件 (33)	425,710t (562,666)
輸出の承認 (注1)	27件 (30)	377,553t (335,716)
輸出移動書類の交付 (注2、注3)	220件 (172)	146,089t (103,528)

## <日本への輸入>

手続	件数	記載重量
相手国からの通告	128件 (171)	72,112t (113,641)
輸入の承認 (注4)	88件 (149)	54,563t (112,799)
輸入移動書類の交付 (注2、注5、注6)	106件 (312)	1,601t (6,685)

( ) 内は、平成31年及び令和元年実績

注1：平成31年及び令和元年以前に事前通告を行ったものを含まます。

注2：一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあつては、通告及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しません。

注3：平成31年及び令和元年に輸出承認を行ったものを含まます。

注4：平成31年及び令和元年以前に事前通告を受領したものを含まます。

注5：平成31年及び令和元年に輸入承認を行ったものを含まます。

注6：一部、輸入通関時の都度、輸入承認証の発給を行っていた台湾からの輸入承認件数及び数量を含まます。

# 2020年度における廃棄物処理法に基づく輸出入の状況



- 廃棄物の輸出報告のあった品目は、ほぼ全て**石炭灰**で、輸出の相手国・地域は**韓国、香港**等であり、全てセメント製造における粘土代替原料又は混和材としての利用を目的とするもの。
- 廃棄物の輸入報告のあった品目は、**廃乾電池、水銀含有汚泥等**で、輸入の相手国・地域は**台湾、インドネシア**等であり、ほぼ全て資源回収を目的とするもの。

## <日本からの輸出>

手続	件数	記載重量
輸出確認 (注1)	42件 (54)	4,124,730t (3,769,170)
輸出報告量 (注2)	872,318t (1,027,762)	

## <日本への輸入>

手続	件数	記載重量
輸入許可 (注1)	6件 (9)	9,342t (13,071)
輸入報告量 (注2)	3,280t (2,564)	

( ) 内は、平成31年及び令和元年実績

注1：輸出確認証又は輸入許可証の返却があったものを除きます。

注2：平成31年及び令和元年に輸出確認又は輸入許可を得て、令和2年に輸出入報告が行われたものを含みます。

# 2021年度における嚴重注意指導案件及びシップバック案件



## <嚴重注意指導案件>

発生日	発生港	相手国	概要	該当法律
令和3年4月12日	名古屋港	マレーシア	未分析の安定器等の混入	廃掃物処理法
令和3年11月16日	横浜港	タイ	未分析の廃基板及び被覆導線の混入	バーゼル法
令和3年12月3日	名古屋港	マレーシア	未分析の廃基板の混入	バーゼル法
令和3年12月14日	横浜港	マレーシア	未分析の廃基板及びコネクタの混入	バーゼル法

## <シップバック案件>

発生日	相手国	貨物	概要
令和3年4月9日	マレーシア	ケーブル（被覆導線）	相手国の法令等に従い、規制対象廃棄物に該当すると判断されたため
令和3年4月26日	マレーシア	廃電気電子機器（廃基板含む）	相手国の法令等に従い、規制対象廃棄物に該当すると判断されたため
令和3年4月26日	マレーシア	ケーブル（被覆導線）	相手国の法令等に従い、規制対象廃棄物に該当すると判断されたため
令和3年7月2日	香港	トナーカートリッジ	相手国の法令等に従い、規制対象廃棄物に該当すると判断されたため
令和3年8月31日	マレーシア	ケーブル（被覆導線）	相手国の法令等に従い、規制対象廃棄物に該当すると判断されたため
令和3年9月14日	マレーシア	ケーブル（被覆導線）	相手国の法令等に従い、規制対象廃棄物に該当すると判断されたため

- 廃棄物等の輸出入の手続に関する資料  
<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/index3.html>
- バーゼル法及び廃棄物処理法に係る事前相談窓口  
<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>
- プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準（本文）  
[https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r02basel\\_law02.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r02basel_law02.pdf)
- プラスチックの該非判断に関するよくある御質問  
[https://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel\\_r021104.html](https://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel_r021104.html)
- 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク資料  
（アジア各国のプラスチック規制等）  
[http://www.env.go.jp/en/recycle/asian\\_net/Annual\\_Workshops/Ws2020.html](http://www.env.go.jp/en/recycle/asian_net/Annual_Workshops/Ws2020.html)

